



平成26年6月16日

各 位

名古屋市昭和区鶴舞二丁目17番17号
ジャパンベストレスキューシステム株式会社
代表取締役 榊原 暢宏
(コード番号：2453 東証・名証 第一部)
問合せ先 取締役管理部長 鈴木 良夫
電話番号：052-883-0850

「内部統制報告書の訂正報告書」の提出に関するお知らせ

当社は、本日付で公表した「過年度に係る有価証券報告書等の訂正報告書の提出及び過年度に係る決算短信等(訂正版)の公表について」においてお知らせいたしましたとおり、平成26年6月13日に過年度の有価証券報告書等の訂正報告書を東海財務局へ提出いたしました。

また、これと併せ、金融商品取引法第24条の4の5第1項に基づき、「内部統制報告書の訂正報告書」を提出しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訂正の対象となる内部統制報告書
第17期 内部統制報告書(自平成24年10月1日至平成25年9月30日)
2. 訂正の内容
上記の内部統制報告書の記載事項のうち、3【評価結果に関する事項】を以下のとおり訂正いたします。

(訂正前)

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。したがって、平成25年9月30日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

記

平成26年4月28日付で、当社会計監査人である有限責任監査法人トーマツから、当社の連結子会社である株式会社バイノス(以下、「バイノス」という)の売上計上に懸念を生じさせる事実がある旨の通知を受けました。これを受け、平成26年5月2日開催の当社取締役会において、当社の連結子会社であるバイノスの売上計上に関する調査に当たり、事実関係の調査、認定、評価に基づく提言等が必要であると判断し、日本弁護士連合会の定めるガイドラインに依拠して、当社と利害関係を有しない中立・公正な外部の専門家から構成される第三者委員会を設置することといたしました。

同日以降、第三者委員会は証憑書類や取引データの精査、関係者へのヒアリングやメール履歴調査等、その他実施可能な方法により、当該懸念に関して調査を実施し、平成26年6月3日、当社は第三者委員会より調査結果を記載した調査報告書を受領いたしました。

平成26年6月3日付の第三者委員会による調査報告書による指摘を受け、過去に提出いたしました有価証券報告書等に記載されている連結財務諸表及び財務諸表に含まれる会計処理の誤謬を訂正することといたしました。

バイノスの販売プロセスのRCM（リスク・コントロール・マトリックス）によると、バイノスの売上高の計上は、「出来高明細書」並びに「入着高・出来高調査表」「請求書」を基に行うとされておりましたが、実際には「出来高明細書」及び「検収書」にて、発注者の現場工事事務所の捺印確認を受けて売上計上しており、当該調査により、それらの中の一部に、実際の工事が完了する以前に検収印が捺印されたものや、実際に完了した工事内容と「出来高明細書」の金額との間に不整合があるもの等、不適正な売上計上があることが発覚しました。

当該事実はバイノスの経営者である代表取締役社長と管理部門の実質的責任者が、売上計画の未達の発覚を回避するため、それまでの売上計上ルールを変更し、意図的に売上の先行計上を行い、不適正な売上計上に及んだものです。

本件について予防または発見できなかったのは、除染事業自体が新しいものであり、収支構造やビジネスリスクを予想することが困難であったこと、また、バイノスは、除染事業の受注以前に建設・土木系の請負工事の経験がなく、十分な知識・経験の蓄積がないことから除染事業受注の急拡大と比較して計数管理が追いついていない状況であったこと、バイノスの販売に係る業務プロセスの内部統制において、適正な売上計上を実施する為のルール策定が不十分であったこと、バイノスの管理部門の実質的責任者の権限及び職責が明確でなかったこと及び子会社の監視監督が不十分であったこと、実態とは異なる内容の「検収書」等や「残高確認書」に発注者の現場工事事務所所長の印影があることについて、過剰な接待に依存した営業手法が誘因となった可能性が否定できないこと、並びにグループ全体におけるコンプライアンス意識が十分ではなかったことの不備によるものです。

上記の内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。

本件に関する当社の対応として、平成25年9月期（第17期）第2四半期以降の決算を訂正し、平成25年9月期（第17期）第2四半期から平成26年9月期（第18期）第1四半期までの有価証券報告書及び、四半期報告書について訂正報告書を提出いたしました。

なお、上記の不備につきましては、本件発覚以降、本訂正報告書提出時点までに十分な整備・評価期間を確保できず、当該開示すべき重要な不備を是正することができませんでした。当社といたしましては、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備を是正するため、第三者委員会からの提言を踏まえ、以下のとおり再発防止策を講じ、内部統制の改善を図ってまいります。

- ① 適切な業務手順の確定及び運用
- ② 新規事業に対する事前調査及び着手後のリスクコントロール制度の整備
- ③ 子会社の管理体制の見直し
- ④ 過剰な接待に依存する営業手法の禁止
- ⑤ 監査役会室の設置及び内部監査室の拡充
- ⑥ コンプライアンス意識の徹底

以上